

先端的バイオ創薬等基盤技術開発事業

第一次公募に関する Q&A

【Q 1】

「公募要領 p 5 -Ⅲ- 1. -図」に関して、図の右に記されている 3 点の説明は、ネットワーク型に関するものか、個別型に関するものか、両者に関するものか。

【A 1】

1 点目は、ネットワーク型に関するもの、2 点目及び 3 点目は両者に関するものです。

【Q 2】

「公募要領 p 9 -Ⅲ- 3. - (2) 」に関して、審査の観点 (b) は、具体的にどのような観点で支援班を審査するのか。

【A 2】

(b) に列記した観点により、具体的には次の 2 点を審査します。

- ①申請者（支援班）による研究開発課題への支援により、当該研究開発課題が (b) の観点において成果達成が期待されるものであるか。
- ②支援班に参画する者が、上記①の支援を可能とする専門性を有しているか。

【Q 3】

「公募要領 p 1 5 -Ⅴ- 4. - (2) 」に関して、支援班に参画する者は、いわゆる研究者でなくても倫理研修の履修が必修か。

【A 3】

その他の研究参画者につきましても、研究費により行われる研究活動に実質的に参画していると判断する場合は履修が望ましいと考えておりますが、各研究機関等で適宜ご判断いただければと思います。

【Q 4】

「公募要領 p 2 3 -Ⅴ- 9. - (4) 」に関して、支援班も「データマネジメントプランの提出」が必須か。

【A 4】

必須です。

【Q5】

「公募要領 p 35-XI-1. - (1) -①」に関して、「遺伝子導入・発言制御技術、・・・の開発課題に対する支援機能を活用し・・・」とあるが、「支援班が支援機能を活用する」とは、どのような意味か。

【A5】

ここでいう「支援機能」とは、申請する支援班自身が保有する、本事業が対象とする研究領域に対応した専門的な知識・経験及びそれに基づく支援能力を指します。つまり、支援班が自らの専門性を活用する、という意味です。

【Q6】

「公募要領 p 35-XI-1. - (1) -①」に関して、b に記載の「システム」とは何を指すのか？

【A6】

b の「システム」とは、コンピューター用語として使用されるシステムに限定せず、「手法」や「仕組み」という意味も含まれています。

【Q7】

「公募要領 p 36-XI-1. - (3) -④」に関して、

- 1) 「包括的な知財合意」締結の主体は誰か。
- 2) 「知財合意」とは何か。

【A7】

- 1) 一次公募で採択される支援班と二次公募（予定）で採択される各研究者を想定しています。

2) 知財合意とは、各研究者から提供された知的財産に資する情報に関する権利を保護するために締結する秘密保持を含めた内容の合意を意味します。

なお、当然のことながら、知財に係わらない本事業の実施を通じて知りえた情報等に関する取り扱いについては、秘密保持契約を締結することにより守秘義務を負う必要があります。

【Q8】

「提案書様式 p 1 -研究目的-③及び④」に関して、支援班の公募に応募するにあたり、これらの事項については、具体的などのような内容を記載すればよいのか。

【A8】

③については支援班として達成すべき事項を記載ください。

④については、提案される支援の内容に関する特色・独創的な点を、国内外の他事業等で実施されている支援の状況なども踏まえて記載してください。